3　施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る新犯罪被害者等保護法第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における当該申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、この限りでない。

4　施行前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件（以下この項において「施行前損害賠償命令事件」という。）又は特定日前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件（以下この項において「特定日前損害賠償命令事件」という。）に関する手続及びその手数料等については、なお従前の例による。ただし、施行前損害賠償命令事件又は特定日前損害賠償命令事件とこれらの事件以外の損害賠償命令の申立てに係る事件を併せて審判する場合における手続及びその手数料等については、この限りでない。

（医療観察法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件（以下この条において単に「処遇事件」という。）であって施行日前に同項に規定する申立てがあったもの（以下この項及び次条において「施行前処遇事件」という。）又は最高裁判所の定める処遇事件であって特定日前に医療観察法第三条第一項に規定する申立てがあったもの（以下この項及び次条において「特定日前処遇事件」という。）に係る申立て等については、第二十七条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の医療観察法第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、適用しない。ただし、施行前処遇事件又は特定日前処遇事件とこれらの事件以外の処遇事件の審判を併せて行う場合における施行日以後（施行日後に併せて行うこととなった場合にあっては、それ以後）の申立て等については、この限りでない。

2　最高裁判所は、前項の規定に基づき処遇事件を定めるに当たっては、処遇事件に関する手続における情報通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が逓減するよう適切に定めるものとする。

第十九条　施行前処遇事件又は特定日前処遇事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例による。ただし、施行前処遇事件又は特定日前処遇事件とこれらの事件以外の処遇事件の審判を併せて行う場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第二十九条の規定による改正後の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十二条第三項の規定は、施行日以後に同法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前にこれらの裁定があった場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　新国際刑事裁判所協力法第四十四条第五項において準用する新組織的犯罪処罰法第二十三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条1に規定する審理が開始された場合における通知に代わる公告について適用し、施行日前に当該審理が開始された場合における通知に代わる公告については、なお従前の例による。

2　第二号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新国際刑事裁判所協力法第六十四条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　施行日前に開始した第三十六条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正前の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第十七条第三項において読み替えて適用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項（同法第二十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する公示の方法による通知については、なお従前の例による。

2　第三十六条の規定による改正後の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十条第三項の規定は、施行日以後に同法第十一条の規定による命令又は同法第十六条の規定による決定があった場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前に当該命令又は当該決定があった場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

（恩赦法の一部改正）

第二十三条　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「判決の原本にその旨を附記しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合　当該裁判書又は当該調書の原本に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を付記すること。

二　裁判書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合　当該裁判書又は当該調書に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を記録すること。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第二十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百条第二項中「謄本」を「謄本（判決が電磁的記録である場合にあつては、当該電磁的記録）」に改め、同条第三項中「判決の謄本の」を削る。

（国会法の一部改正）

第二十五条　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一項中「の写」を「の写し（令状が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては、令状に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。第百条第二項において同じ。）」に改める。

第百条第二項中「の写」を「の写し」に改め、同条第五項中「附した」を「付した」に改める。

（検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正）

第二十六条　検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二項中「これらの規定」を「同法第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「裁判所書記官」とあり、並びに同法第七条」に改める。

（旅券法の一部改正）

第二十七条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「第百五十五条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。